

監 査 結 果 報 告 書

平成 28 監査年度 第 3 回

(平成 28 年 9 月～平成 29 年 1 月定期監査)

(平成 28 年 10 月工事監査)

(平成 29 年 1 月財政的援助団体等監査)

平成 2 9 年 2 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査	1
1	監査の実施方針	1
2	監査における重点事項	1
3	委員監査実施日	2
4	監査対象機関	2
5	監査の結果	3
	(1)部局別指摘事項等件数一覧	3
	(2)指摘事項等の内容別	5
	(3)所属別	6
	ア 本庁	
	県土マネジメント部	6
	イ 出先機関	
	知事公室	6
	総務部	6
	地域振興部	6
	健康福祉部	7
	こども・女性局	7
	医療政策部	7
	くらし創造部	7
	産業・雇用振興部	7
	農林部	8
	県土マネジメント部	8
	まちづくり推進局	11
	教育委員会	11
	警察本部	13
第2	工事監査	15
第3	財政的援助団体等監査	16
1	監査の実施方針	16
2	監査実施状況	16
3	監査の結果	16
	(1)指摘事項等件数	16
	(2)指摘事項等の内容別	16
4	監査実施団体の概要及び監査の結果	17
	公立大学法人奈良県立医科大学	17
	(公財)奈良県地域産業振興センター	19
	(公財)奈良県食肉公社	21
	(公財)奈良県暴力団追放県民センター	23
	青垣協同組合グループ	25
	アスカ美装株式会社	25

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成28年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

(1) 公有財産の管理について

公有財産は、県民から負託された重要な財産であり、地方自治法のほか、奈良県公有財産規則等の定めるところにより適正に管理しなければならないことはいうまでもない。

平成26年度決算審査意見書において、「適正な財産管理の重要性が一段と増しているにもかかわらず、公有財産台帳や物品管理サブシステムへの誤・未入力」等の不適正な事務処理を例示し、財産管理における内部統制の強化と厳正な運用の徹底を求めたところである。

また、今後の地方公会計の整備促進により、平成27年度からの3年間で統一的な基準による財務書類を作成することが予定されており、その前提となる固定資産台帳の整備等、公有財産についても適切な管理が求められる。

そこで、公有財産台帳は適正に整備されているか、維持管理は法令等に基づき適正に行われているか監査を行う。

なお、公有財産の有効活用については、全庁的なファシリティマネジメント推進の取組の中で検討等がなされているため、除くものとする。

(2) 委託業務について

県財政の健全化、県が有する経営資源の効率的・効果的な活用の観点から、行政サービスの提供のあり方の見直しの方策の一つとして、アウトソーシングの推進が重要な課題となっている。他方、どのような業務が民間に委託され、それが適切に行われるかについては、行政サービスの提供を受ける県民にとって、強い関心事であると考えられる。

また、平成26年度決算審査意見書において、「契約事務では、委託契約等の変

更手続の欠如や契約書を締結することなく委託業務が開始されているもの等が認められた。」と委託業務に関する不適正な事務処理について取り上げられている。

そこで、委託業務について、委託先の選定、契約の方法及び内容、契約の履行確認の観点から、民間への業務委託が適切に行われているか監査を行う。

3 委員監査実施日

平成28年9月7日～平成29年1月26日

4 監査対象機関

出先機関86所属について、実地監査又は書面監査を執行した。

所 管 部 局	実地	書面	所 管 部 局	実地	書面
知 事 公 室	1	—	産業・雇用振興部	—	3
総 務 部	1	3	農 林 部	2	6
地 域 振 興 部	—	4	県土マネジメント部	7	2
健 康 福 祉 部	—	4	まちづくり推進局	—	4
こども・女性局	—	3	教 育 委 員 会	1	31
医 療 政 策 部	—	2	警 察 本 部	—	10
くらし創造部	—	2	合 計	12	74

※ 実地監査：監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査：監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項					注意事項						意見事項		合計
	支 出	契 約	委 託	財 産	公 用 車	収 入	支 出	契 約	委 託	財 産	そ の 他	事 務 事 業	そ の 他	
総務部	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
地域振興部	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	3
産業・雇用振興部	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
農林部	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
県土マネジメント部	-	1	7	-	-	-	1	1	1	1	5	5	2	24
教育委員会	-	-	1	1	-	1	8	-	1	-	-	-	-	12
警察本部	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
小計	1	1	8	1	2	1	13	2	3	1	5	5	2	45
合計	13					25						7		

※ 項目としては2項目に該当するが、内容的には共通するため指摘事項等としては1件にまとめた監査結果については、主な項目の方に件数として計上している。

※ 定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額(一定数値)以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(13件)

項 目	内 容	件数	対象所属
支出関係	予算の執行	郵便切手の購入について	1 家畜保健衛生所
契約	契約書	かいへの事務の委任の範囲を超えた契約について	1 五條土木事務所
委託	委託事務 *	委託契約書の作成時期について	3 奈良土木事務所、五條土木事務所、高円高等学校
		委託業務の契約について	1 高田土木事務所
		委託業務の履行確認及び支払事務について	1 吉野土木事務所
		委託業務に係る行政文書の管理及び支払事務について	1 吉野土木事務所
		委託業務の発注について	1 吉野土木事務所
	入札手続 *	委託業務の入札執行について	1 郡山土木事務所
財産	財産管理 *	公有財産の台帳登載について	1 高円高等学校
公用車	公用車	公用車使用中における事故防止について	2 奈良警察署、橿原警察署

(イ) 注意事項(25件)

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	収入の調定	行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収について	1 社会教育センター
支出関係	会計処理	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について	1 宇陀土木事務所
		支出科目について	1 美術館
		郵便切手の購入について	4 自動車税事務所、奈良しごとiセンター、南部農林振興事務所、高等養護学校
	給与・手当	通勤手当の認定について	7 大和中央高等学校、五條高等学校、盲学校、ろう学校、高等養護学校、西和養護学校、大淀養護学校
契約	契約書	契約書の記載誤りについて	1 美術館
		随意契約の限度額を超えた契約について	1 奈良土木事務所
委託	委託事務 *	委託業務の履行確認について	1 高田土木事務所
		委託業務完了前の支払について	1 平城高等学校
		共同研究委託契約について	1 万葉文化館
財産	財産管理 *	公有財産の台帳登載について	1 郡山土木事務所
その他	その他	内部統制の強化・充実について	5 奈良土木事務所、郡山土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所

(ウ) 意見事項(7件)

項 目	内 容	件数	対象所属
事務事業	事務の執行	かいにおける契約締結について	3 県土マネジメント部企画管理室、道路管理課、砂防・災害対策課
		河川及び道路管理に係る占用許について	2 道路管理課、河川課
その他	その他	内部統制の強化・充実について	2 県土マネジメント部企画管理室、高田土木事務所

*印は、平成28監査年度における重点項目

※ 項目としては2項目に該当するが、内容的には共通するため指摘事項等としては1件にまとめた監査結果については、主な項目の方に件数として計上している。

(3) 所属別

ア 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
県土マネジメント部	企画管理室	平成28年 12月19日	土木事務所における内部統制の強化・充実について 今回の土木事務所の監査において、会計処理の不適正な事例が散見された。 県土マネジメント部としても、各土木事務所における会計処理の適正化等について、内部統制機能の強化・充実に向けた検討を行うとともに、その指導に努められたい。 (意見事項) 【土木事務所の監査に基づく意見事項】
	企画管理室 道路管理課 砂防・災害対策課	平成28年 12月19日	かいにおける契約締結について 土木事務所の監査において、かいへの契約締結の委任限度額を超えた契約や合理的な理由なしに分割して契約を行っている事例が認められた。 各土木事務所に対し、事務の適正な執行を指導されるとともに、効率的な契約のあり方を検討されたい。 また、かいにおける契約締結の委任限度額についても、かいの効率的な事務執行の観点から、災害など緊急かつ早急な執行を要するもの等限定的な事案について、引き上げ等を検討されたい。(意見事項) 【土木事務所の監査に基づく意見事項】
	道路管理課 河川課	平成28年 12月19日	河川及び道路管理に係る占用許可について 河川占用料未納者に対する占用許可の更新について、土木事務所間での取扱いが異なる事例が認められた。また、河川及び道路占用料について、許可期間中に長期間未納となった者に対しても許可を更新するなど、未収額を増大させている事例が認められた。 各土木事務所に対し、河川法、道路法等に基づき適正な事務執行の徹底を指導するとともに、占用料未納の場合の許可継続の取扱基準を設けるなど、土木事務所間で差異のない事務手続となるよう検討されたい。(意見事項) 【土木事務所の監査に基づく意見事項】

イ 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	平成28年 10月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
総務部	自治研修所	平成29年 1月26日	同 上
	奈良県税事務所	平成29年 1月26日	同 上
	中南和県税事務所	平成29年 1月26日	同 上
	自動車税事務所	平成28年 12月19日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして保有残高が十分あるにも関わらず、多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)
地域振興部	文化会館	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

部局名	所属名	実施日	監査結果
	万葉文化館	平成29年 1月26日	共同研究委託契約について 共同研究委託に係る実施要綱及び募集要項において、会計年度を超える研究期間を想定しているにも関わらず、委託契約を年度単位とし、2年度目の契約は研究の継続実施が適切と判断されること及び予算の成立を条件として締結しているものが認められた。事業の目的等に照らして、会計年度独立の原則に沿った契約事務のあり方を検討されたい。（注意事項）
	民俗博物館	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	美術館	平成29年 1月26日	支出科目について 展覧会に関する書類の配送費用の支払について、役務費で執行すべきところを誤って需用費で執行していた事例が認められた。 今後は適正な科目で支出されたい。（注意事項） 契約書の記載誤りについて 委託業務の契約書及び仕様書において、契約期間などに誤記が散見された。 今後、契約書類等の作成にあたっては、適正に処理されたい。（注意事項）
健康福祉部	心身障害者福祉センター	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	視覚障害者福祉センター	平成29年 1月26日	同 上
	筒井寮	平成29年 1月26日	同 上
	登美学園	平成29年 1月26日	同 上
子ども・女性局	高田子ども家庭相談センター	平成29年 1月26日	同 上
	精華学院	平成29年 1月26日	同 上
	女性センター	平成29年 1月26日	同 上
医療政策部	中和保健所	平成29年 1月26日	同 上
	薬事研究センター	平成29年 1月26日	同 上
くらし創造部	樺原公苑	平成29年 1月26日	同 上
	食品衛生検査所	平成29年 1月26日	同 上
産業・雇用振興部	競輪場	平成29年 1月26日	同 上
	奈良しごとiセンター	平成29年 1月26日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして保有残高が十分あるにも関わらず、多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）

部局名	所属名	実施日	監査結果
	産業会館	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
農 林 部	北部農林振興事務所	平成28年 12月19日	同 上
	中部農林振興事務所	平成29年 1月26日	同 上
	東部農林振興事務所	平成29年 1月26日	同 上
	南部農林振興事務所	平成28年 11月10日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)
	農業研究開発センター 病虫害防除所 農業大学校	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	畜産技術センター	平成29年 1月26日	同 上
	家畜保健衛生所	平成29年 1月26日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして保有残高が十分あるにも関わらず、多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努めるべきである。(指摘事項)
	森林技術センター	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
県土マネジメント部	奈良土木事務所	平成28年 12月19日	委託契約書の作成時期について 業務完了後又は業務完了直前に委託契約書を作成している事例が前回の監査に引き続き認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項) 随意契約の限度額を超えた契約について 原材料の購入において、少額随意契約の限度額を超える契約を見積合わせにより行っている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項) 内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見を付けたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(注意事項)

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	郡山土木事務所	平成28年 12月19日	<p>委託業務の入札執行について 指名競争入札を行うために必要な書面による注意事項の記載が不明確であるなど、著しく適正を欠く事例が認められた。 今後は、手続きに慎重を期するとともに、適正な入札事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>公有財産の台帳登載について 除却した建物について、前回の監査において公有財産管理システム上の削除処理を行うよう指導したにも関わらず、適切な処理が行われていない事例が認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、入札事務、公有財産管理等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（注意事項）</p>
	高田土木事務所	平成28年 11月28日	<p>委託業務の契約について 業務委託において、合理的な理由なしに契約期間を分割して契約を行っている事例が認められた。 競争入札により業者選定をしているものの、年間を通じた一の契約によることが妥当と考えられるので、今後は、事務の適正化及び効率性を考慮した契約をすべきである。（指摘事項）</p> <p>委託業務の履行確認について 業務委託において、履行確認が不十分であったため、支払不足が生じている事例が認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。（意見事項）</p>
	中和土木事務所	平成28年 11月28日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	宇陀土木事務所	平成28年 11月10日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について 公用車の継続自動車検査受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（注意事項）</p>

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	吉野土木事務所	平成28年 9月28日	<p>委託業務の履行確認及び支払事務について 業務委託において、契約期間の終期である年度末までに業務が完了していないにも関わらず、当該年度予算で支出し、支出科目についても、委託料で執行すべきところを誤って役務費で執行している事例が認められた。 今後は、適正な科目で支出するとともに、内部のチェック体制の整備を図り、会計年度独立の原則に基づき、適正な予算執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>委託業務に係る行政文書の管理及び支払事務について 業務委託において、契約締結に係る会計書類を紛失し、それ以後に支出に必要な書類を添付しないまま支払を行っている事例が認められた。 再発防止に向けて、文書の適正な管理はもとより、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>委託業務の発注について 災害防止事業に係る測量調査等の委託業務において、同一時期に同一業者に分割して発注している事例が認められた。 これらの業務は、早急な対策が必要であったことから、かい長に委任されている契約締結限度額の範囲内で発注を行ったものであるが、一括での発注が妥当と考えられるので、今後は、事務の適正化及び効率化を考慮した発注をすべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（注意事項）</p>
	五條土木事務所	平成28年 11月10日	<p>かいへの事務の委任の範囲を超えた契約等について 業務委託において、かいへの契約締結の委任限度額を超えた契約や合理的な理由がないにも関わらず分割して契約を行っている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時に遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（注意事項）</p>

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	へりポート管理事務所	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	流域下水道センター	平成29年 1月26日	同 上
まちづくり推進局	馬見丘陵公園館	平成29年 1月26日	同 上
	まほろば健康パーク管理事務所	平成29年 1月26日	同 上
	平城京歴史館	平成29年 1月26日	同 上
	県営住宅管理事務所	平成29年 1月26日	同 上
教育委員会	社会教育センター	平成29年 1月26日	行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収について 行政財産の目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等は、実費相当額を使用者が負担することとなっているが、その取扱いについて使用許可書に記載がなく、長年にわたり徴収されていないものが散見された。 今後、光熱水費等の徴収については、使用許可書に明記するとともに、関係通知等に基づき、事務の適正な執行に努めるべきである。（注意事項）
	教育研究所	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	西の京高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	平城高等学校	平成29年 1月26日	委託業務完了前の支払について 業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が完了する前に委託料の全額を支払っている事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、委託業務の完了を確認のうえ支払を行われたい。（注意事項）
	高円高等学校	平成29年 1月26日	委託契約書の作成時期及び支払の遅延について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例や契約の遅れにより支払が遅延している事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項） 公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、過去の監査で公有財産台帳への登載を指導したにもかかわらず、未だに登載されていない事例が認められた。奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。（指摘事項）
	登美ヶ丘高等学校	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	郡山高等学校	平成29年 1月26日	同 上

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	大和中央高等学校	平成29年 1月26日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。（注意事項）
	添上高等学校	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	二階堂高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	檀原高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	畝傍高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	桜井高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	五條高等学校	平成29年 1月26日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。（注意事項）
	御所実業高等学校	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	生駒高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	香芝高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	大宇陀高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	榛生昇陽高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	西和清陵高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	高取国際高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	王寺工業高等学校	平成29年 1月26日	同 上
	十津川高等学校	平成28年 9月7日	同 上
	盲学校	平成29年 1月26日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。（注意事項）
	ろう学校	平成29年 1月26日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、7件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。（注意事項）
	奈良養護学校	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	奈良東養護学校	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	高等養護学校	平成29年 1月26日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項) 通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。(注意事項)
	明日香養護学校	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	西和養護学校	平成29年 1月26日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。(注意事項)
	大淀養護学校	平成29年 1月26日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。(注意事項)
警 察 本 部	奈良警察署	平成29年 1月26日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が多数認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるべきである。(指摘事項)
	奈良西警察署	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	郡山警察署	平成29年 1月26日	同 上
	西和警察署	平成29年 1月26日	同 上
	天理警察署	平成29年 1月26日	同 上
	桜井警察署	平成29年 1月26日	同 上
	橿原警察署	平成29年 1月26日	公用車使用中における事故防止について 前年度に引き続き公用車使用中の事故の発生が多数認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるべきである。(指摘事項)
	高田警察署	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	香芝警察署	平成29年 1月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	五條警察署	平成29年 1月26日	同 上

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により技術面から、その施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

平成28年10月27日

3 監査対象工事

農林部農業水産振興課

農業研究開発センター 交流・サロン棟新築工事（建築工事）

桜井市池之内130-1

[工事概要]

農業研究開発センターの移転整備にあたり、県民、農業者、生徒の交流や情報交換の活性化を図るため新築工事を実施

工事等内容：① 交流・サロン棟新築工事
② 附帯する外構工事

契約工期：（当初）平成27年12月14日～平成28年12月16日
（変更後）平成27年12月14日～平成29年2月23日

請負金額：（当初）626,659,200円（変更後）633,333,600円

敷地面積：77,309.12 m²

建築面積：1,072.62 m²

延べ床面積：1,351.78 m²

建物規模：地上2階

構造：木造

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、おおむね適正に処理されていた。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、また、指定管理者による公の施設の管理については、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて、それぞれ監査を実施した。

2 監査実施状況

(単位：団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	—	2	6

※出資団体で財政的援助団体にも該当する場合は、出資団体の欄に記載している。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
—	—	1	1

(2) 指摘事項等の内容別

意見事項（1件）

項目	内容	件数	対象団体
収入未済	旧設備貸与事業等に係る未収金の回収について	1	公益財団法人 奈良県地域産業振興センター

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	平成29年1月19日
-----	----------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,123,009,398	流動負債	12,979,740,430
現金及び預金	2,673,158,281	預り補助金等	34,167,503
未収学生納付金収入	827,225	寄附金債務	1,358,428,485
未収附属病院収入	7,240,708,063	前受受託研究費等	100,155,068
その他未収入金	1,527,135,375	前受金	13,031,000
たな卸資産	3,433,866	預り金	129,712,425
医薬品及び診療材料	646,244,798	預り科学研究費補助金等	73,759,479
前払費用	31,369,545	一年以内返済予定長期借入金	1,425,710,828
立替金	70,745	未払金	8,722,741,753
仮払金	61,500	未払費用	129,581,281
		未払消費税	14,779,500
固定資産	22,013,645,090	短期リース債務	64,900,332
有形固定資産	21,049,057,039	賞与引当金	912,607,596
建物	10,513,078,679	仮受金	165,180
構築物	31,139,591		
機械及び装置	6,422,984	固定負債	14,758,983,045
工具器具備品	3,956,820,623	資産見返負債	3,338,188,267
図書	542,163,956	長期前受受託研究費等	87,175,862
車両運搬具	7,283,358	長期借入金	10,184,158,039
建設仮勘定	5,992,147,848	退職給付引当金	1,096,139,792
		長期リース債務	36,491,085
無形固定資産	708,596,917	資産除去債務	16,830,000
特許権	630,083		
特許権仮勘定	10,292,790	負債合計	27,738,723,475
ソフトウェア	697,274,044		
電話加入権	400,000	資本金	20,066,173,000
投資その他の資産	255,991,134	資本剰余金	△12,809,227,363
投資有価証券	109,630,225	繰越欠損金	△859,014,624
長期貸付金	146,275,339		
その他	85,570		
		純資産合計	6,397,931,013
合 計	34,136,654,488	合 計	34,136,654,488

損 益 計 算 書

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	40,759,884,496	経常収益	40,969,362,128
業務費	39,958,715,957	運営費交付金収益	1,963,408,000
一般管理費	744,283,365	授業料収益	617,277,417
財務費用	56,823,890	入学金収益	121,917,000
雑損	61,284	検定料収益	28,508,000
臨時損失	25,691,052	附属病院収益	35,908,112,409
固定資産除却損	10,743,306	受託研究等収益	501,297,849
その他臨時損失	14,947,746	補助金等収益	883,943,451
		寄附金収益	459,413,747
		資産見返負債戻入	273,302,405
		財務収益	21,169
		雑益	212,160,681
		臨時利益	5,913,069
		貸倒引当金戻入益	120,000
		資産見返補助金等戻入	306,250
		資産見返寄附金戻入	3,067,533
		資産見返物品受贈額戻入	52
		その他臨時利益	2,419,234
総費用合計(a)	40,785,575,548	総収益合計(b)	40,975,275,197
当期純利益(b)-(a)=(c)	189,699,649	前期繰越欠損金(d)	△1,048,714,273
次期繰越欠損金(c)+(d)	△859,014,624		

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物20,066,173,000円で全額県の出資

イ 平成27年度の補助金等は、次のとおりである。

 公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金 1,975,616,000円

 中期目標達成促進補助金等 1,901,154,360円

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿って
おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	公益財団法人 奈良県地域産業振興センター	実施年月日	平成29年1月19日
-----	-------------------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,140,615,009	流動負債	731,108,606
現金預金	641,927,922	短期借入金	564,794,613
割賦設備	618,049,000	未払金	148,586,168
リース投資資産	622,075,220	未払消費税等	15,733,979
割賦販売未収金	59,782,361	前受収益	45,360
割賦設備未収損害賠償金	157,663,195	短期預り金	1,749,596
リース料未収金	14,352,043	返還金	198,890
リース未収規定損害金	62,604,784		
貸倒引当金	△197,682,000	固定負債	4,019,952,318
未収金	156,256,588	長期借入金	3,806,549,000
仮払金	2,126,700	長期預り金	22,120,401
立替金	11,232	退職給付引当金	52,253,016
未収収益	3,447,964	保険金返還引当金	10,489,500
		共済年金引当金	1,671,952
固定資産		リース設備引揚準備金	1,989,450
基本財産	5,000,000	割賦設備預り保証金	124,878,999
特定資産	3,443,282,345		
その他の固定資産	168,720,941	負債合計	4,751,060,924
		指定正味財産	757,660,444
		一般正味財産	248,896,927
		正味財産合計	1,006,557,371
合 計	5,757,618,295	合 計	5,757,618,295

正味財産増減計算書

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	885,051,887	経常収益	886,490,357
事業費	857,066,667	基本財産運用益	14,487
管理費	27,985,220	特定資産運用益	36,700,914
		事業収益	634,726,215
		受取補助金等	154,052,575
投資有価証券評価損益等	△8,164,895	受取負担金	560,088
		受取寄付金	11,403,039
		雑収益	27,592,039
		引当金戻入益	21,441,000
経常外費用	0	経常外収益	0
合 計	893,216,782	合 計	886,490,357
一般正味財産増減額	△6,726,425		

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000円で全額県の出資

イ 平成27年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金 72,574,110円

(4) 監査の結果

旧設備貸与事業等に係る未収金の回収について（意見事項）

旧設備貸与事業等において、多額の未収金が認められた。

債務者への架電・訪問による催促、連帯保証人への内容証明郵便発送、面談による相談等を実施していることは認められるが、今後も引き続き回収に向けた取り組みを進められたい。

団体名	公益財団法人奈良県食肉公社	実施年月日	平成29年1月19日
-----	---------------	-------	------------

(1) 団体の目的

食肉センターにおける施設管理及びと畜業務を適切かつ能率的に行うことにより、衛生的な食肉の供給と取引の適正化並びにその流通の円滑化を図り、畜産振興と県民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,441,103	流動負債	55,763,172
現金預金	6,680,933	未払金	45,817,249
未収金	12,760,170	短期リース債務	7,524,152
		預り金	2,421,771
固定資産	3,546,082,036	固定負債	85,135,864
基本財産	1,177,000,000		
特定資産	15,194,202	負債合計	140,899,036
その他固定資産	2,353,887,834	指定正味財産	1,177,000,000
		一般正味財産	2,247,624,103
		正味財産合計	3,424,624,103
合 計	3,565,523,139	合 計	3,565,523,139

正味財産増減計算書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	421,333,448	経常収益	381,285,662
事業費	406,426,171	基本財産運用益	200,634
管理費	14,907,277	事業収益	47,445,914
		受取補助金等	332,440,000
		雑収益	1,199,114
経常外費用	16,878	経常外収益	0
固定資産除却損	16,878		
合 計	421,350,326	合 計	381,285,662
一般正味財産増減額	△40,064,664		

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産1,177,000,000円のうち750,000,000円（約63.7%）が県の出資

イ 平成27年度の補助金等は、次のとおりである。

(公財)奈良県食肉公社運営補助金

332,440,000円

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿って
おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	公益財団法人 奈良県暴力団追放県民センター	実施年月日	平成29年1月18日
-----	--------------------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,370,575	流動負債	292,682
現金預金	3,330,089	前受金	125,033
前払金	17,060	預り金	167,649
前払費用	23,426		
固定資産	787,879,450	固定負債	5,161,533
基本財産	768,510,000		
特定資産	17,161,533	負債合計	5,454,215
その他の固定資産	2,207,917	指定正味財産	768,510,000
		一般正味財産	17,285,810
		正味財産合計	785,795,810
合 計	791,250,025	合 計	791,250,025

正味財産増減計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	26,607,681	経常収益	25,046,687
事業費	20,252,654	基本財産運用益	16,192,154
管理費	6,355,027	特定資産運用益	4,376
		受取会費	6,825,000
		講習受託収益	1,025,000
投資有価証券評価損益等	13,945	受取寄付金	1,000,000
		雑収益	157
経常外費用	0	経常外収益	0
合 計	26,621,626	合 計	25,046,687
一般正味財産増減額	△1,574,939		

(3) 県の財政的援助等の状況

基本財産 768,510,000円のうち561,800,000円（73.1%）が県の出資

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿って
おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	青垣協同組合グループ	実施年月日	平成29年1月18日
-----	------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県西奈良県民センター及び大湊池公園

イ 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県西奈良県民センター及び大湊池公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・奈良県西奈良県民センター及び大湊池公園の施設利用に係る予約受付及び料金の収受等に関する業務
- ・奈良県西奈良県民センター及び大湊池公園における自主事業の実施に関する業務

ウ 指定期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日

エ 指定管理委託料 29,000,000円（平成27年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	アスカ美装株式会社	実施年月日	平成29年1月18日
-----	-----------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）

イ 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県社会教育センター条例第3条及び第4条に規定する使用の承認、及び承認の取消し等に関する業務
- ・奈良県社会教育センター研修施設の利用に係る料金の収受等に関する業務
- ・奈良県社会教育センター研修施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・奈良県社会教育センター研修施設の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日

エ 指定管理委託料 36,000,000円（平成27年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。